

安全管理体制の構築・改善に欠かせない 「記録の作成及び維持」

運輸安全マネジメント制度の軸である、「安全管理規程に係るガイドライン」14項目についてシリーズで紹介しています。今回は「記録の作成及び維持」をテーマに、I. ガイドラインに示されている取り組み、II. 記録の活用事例、III. 運行管理者としての関わり方について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる6つの記録

- ①安全統括管理者から経営トップへの報告内容
- ②事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容
- ③安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練
- ④内部監査の実施
- ⑤マネジメントレビュー
- ⑥是正措置及び予防措置

II. 集積された指導記録で組織全体をレベルアップ

記録の活用による効果について、トラック運送事業者での取り組み事例から考えてみましょう。この取り組み事例では、各乗務員の指導記録を活用することで、支店・営業所全体のレベルアップを図ろうとした好事例と言えます。このように各乗務員の記録の共通点や違いを分析すると、組織全体での特徴や各乗務員の個性に気づくことができ、より効果的な指導につながると考えられます。

指導記録の活用による効果（A社の事例）

取り組み内容	<p>【個別点呼にて】 各支店・営業所で集積されている事故情報を事例として取りあげ、乗務員にヒアリング</p> <p>〈ヒアリング内容〉 ・事故の発生は何か原因だと思うか？ ・どうしたら防げたと思うか？ ・同じような状況でヒヤリとしたことはないか？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ヒアリングでの回答に対して、管理職がアドバイスした上で点呼記録簿に記録・保管</p> <p>【全体点呼（朝礼・夕礼など）にて】 個別点呼を通じて集めた乗務員の意見を紹介</p>
	<p>効果</p> <p>・同様の事故の再発防止 ・乗務員の安全意識の向上</p>

出典：国土交通省「運輸安全取組事例 No.54 西濃運輸株式会社 事故情報を有効に活用した再発防止対策」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001081822.pdf>)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序 論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等	⑧重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
①経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全最優先の原則の内部徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等	⑨関係法令等の遵守の確保	・関連する法令 ・法令遵守状況の確認 等
②安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等	⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
③安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等	⑪内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
④安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築及び取り組みの立案 ・実施・安全重点施策の進捗管理 等	⑫マネジメントレビューと継続的改善	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑤要員の責任・権限	・責任・権限に関する明確化の事例 等	⑬文書の作成及び管理	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	・縦断的、横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等	⑭記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
⑦事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等	まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 安全の取り組みを記録で残し、継続的に改善

「記録の作成及び維持」とは、安全管理体制の運用結果を記録として残し、管理・維持していくことです。その主な狙いは、目標達成状況の確認や目標達成に向けた取り組みの評価を行い、継続的な改善につなげることです。事故防止や輸送安全の目標達成に向けてさまざまな取り組みを実施しているにもかかわらず、「目標達成の振り返り」や「取り組みの効果検証」がされず記録が残っていないケースが散見されます。記録の作成・

管理によって、効果の高い取り組みを選択でき、業務の効率化につながるためしっかり行いましょう。

ガイドラインでは「関係法令等により作成を義務付けられている文書」「その他事業者が必要とした記録」「安全管理体制を構築・改善する上で基本となる記録」を作成し、適切に管理することが期待されています。さらに「基本となる記録」については、6つの記録が示されています。

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員
保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物)旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。

※車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上